議案第７２号

三朝町監査委員条例の一部改正について

次のとおり三朝町監査委員条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第９６条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

平成１７年6月１０日

三朝町長　吉田秀光

平成１７年6月17日原案可決

三朝町議会議長 藤井　享

三朝町条例第　　号

三朝町監査委員条例の一部を改正する条例

三朝町監査委員条例（昭和４５年三朝町条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等を加える。

改正後	改正前
第1条～第13条　略 （事務局の設置） 第14条　法第200条第2項の規定により監査委員の事務を処理するため、監査委員事務局を置く。 2　前項の規定による事務局職員の定数は、三朝町職員定数条例（昭和28年三朝町条例第7号）の定めるところによる。 第15条　略	第1条～第13条　略 第14条　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。